燕石十種

浪花五侠傳

二輯

八

イ曾4
677
18

浪花の俠客五人男と唱しその曲事ヶ叢並雨林な
委く載たりといふとも世形のおもむきに其のまゝ記すを
いふ先雁金文七ハ當時伊勢屋の後家の
悴にて年二十八これを如かしらとす其の余の属せしもの
博労町の庵の平兵衛年三十三歳阿波座中の町極印千右衛
門の悴極印千右衛門年二十二坂本町の雷庄九郎
年三十一天満六丁目七兵衛の悴布袋市右衛門年二十九
此れを浪花の五人男といふ扨此者ハいたつての善の
喧嘩をやめ弱者をたすけ強者をくじき己か活業かくなり

679
18

六道因果の平家語すといふありけるの川秋水らの
狂言して半兵衛の悪徒すりし元禄十七年
六月六日の夜楽屋の時庵の平家語人に刺殺し給ふ
年より能りし團十郎八月廿六日大人のとのすらひ
楽屋や大部屋の生島なぞすし浄瑠璃にかゝりしを
さしせりしさぬきや丁に乃すやうとおもといふとのあり
黒羽を雑にの三郎といふらんいあれとのふいあるを
それも彼の人のとのふ服をかしてさせてゆとらふ
不坐せられて津の守の役者を中りされをすりぬと
曲亭の源範よあそふの日ごろ美旅を聞しら
よりなり今ありし節物をすこし和年間かなし
浄瑠璃外題筆跡門左衛門元禄十年八月
十六の浦住まずり同年九月あるより唐人文七を
切とうりと我当り江戸歌舞伎あく此狂言をすらは
享保十八年中村座狂言名月八人男に文七宗
拾すりとの荻野伊三郎年来を拾しとの梅宗
彦三郎ほてい市川幸ゝを拾出りとの大谷広次
生島の拾出りとの沢村宗十郎広右衛門に拾出
ありとの二年代市川團十郎すり大人男のせりぬく
團十郎宗十郎ありとの役すりよし 弥の外松本幸

あり〳〵として烏亭焉馬が芝居年代記に委しく
見えたり此大津絵の作は正徳享保年間のことゝ思
ひやはり芝居の木偶をうつしゝつるものとおもはる
辛巳晩夏江山堂より持来れるを購ひ得たり
偸閒書屋主人志るす

再記元禄十四年加賀の使者先刑戮せられつるを当
官府に書記しあるものを写し取りしを以て其一紙を
写してこの画に附し並ぬ芥にしるし雨漢にまかせ
に御遠ひかり證てしるべし

江戸中村座にくらしめて此師の名をなしあまたゝ
季に享保十四年とするをせしはあやまりなるべき
市川家今の栄よしも草紙に享保二年酉の年
狂言に海道一棟上曽我に市川栢莚唐金
文七の役をつとめしとれ江戸ならぬ人留の程を
をせしをもし見えたり

元禄十六年未七月官府ニ而沙汰し摂津の国
大坂市中のかぶれものとらへられ獄屋ニ下し
江戸より御使羽倉元右衛門杉原源右衛門立合
詮議之書記左の通り

五人男二段横組

かりかね文七

元禄十六年未七月官府ニ記し置し律の書
大坂市中のあふれものとらへられ獄屋ニ下し
江戸より御使羽津元右衛門杉本源右衛門立合
詮議之書記左の通り

かみなりおこし

ほてい布袋

せく平の吾り

白

あんのいの三東

為り

右の図一段組

まの国一段目

浪速江の
あしまにまよふ
もえ出しは
こゝろなきにも
いつはりそなき
八十翁宗円書之人

元禄十四年巳六月七日南久宝寺町沼田屋年寄町人
須田か八郎同伏見屋庄兵衛備前屋何屋九兵衛宿兵衛
長兵衛と申者此度同所雛屋町ニ而辻合ニて
ありれ者ニ出合打擲いたし候て在頭生死難斗
祈ニ而候処ニ右ありれ者内上難波町出家庚申之
弟子と申者見付ル故ニ長兵衛中山ニ有右
長兵衛居町へ届出候ニ付中上候ニ付御用番
中山出雲守殿役宅へ申上候同苗又左衛門羽津
元大坂杉原源左衛門出席之上右之段申上ル
左頁長兵衛ヲ被殺候儀ニ付町中ニ而ありれ共の

今般細川様御書付を以御尋被為遊候ニ付
此度遠方乍ら遊御窮難之条甚以難有仕合奉存
尚又御役儀御検使右様之上御吟味被為成候段
一 南久宝寺町四丁目我等儀庄兵衛御用向ニ而参り候
権兵衛儀者長兵衛方ニ而此度日数相立候所服部長兵衛
浮世町行の切腹之節勝手次第致候由ニ而中村
此上長兵衛儀も格別御慈悲を以奉願上候

万年寺郡山代村安則村百姓文右衛門悴
長兵衛 申口
二十二歳

親ゟ河内国へ参り候方へ参り候年季奉公ニ罷出候処文右衛門より
門前ニ而長兵衛儀者文右衛門方へ参り候趣ニ而承り候
右之段御吟味ニ付此度家業仕舞候旨申候所ニ而手形差出候様
庄兵衛へ申聞候人々相談之上町役人共立合ニ而長兵衛
小兵衛所持之品ニ而上役所へ相届候庚申之事ニ付
少々之間合せ庚申之事ニ付右之段申上候
然ル所右之儀雑用等も差出候ニ付庚申之事
並ニ此者役人衆より慕ひ候得共雑用所迄ニ而庚申之事
長兵衛を捕へ置候由ニ而不埒之段ニ付
長兵衛儀者右之段を捕へ候由ニ而服部
実ニ御吟味之上右之趣ニ付相違無御座候庚申

之趣ニ承候得共見知り居候者ニも無之段申上候　九

柴木より逃退致し申候旨申出候

南久宝寺町四丁目工屋喜兵衛借家

三木屋
勘兵衛申口
歳四拾

同町松屋利兵衛家守伊丹屋吉兵衛借家

播磨屋八兵衛下人
文助申口
歳廿

右二人之者申口ハ、去ル夏喜兵衛申上候通、去ル夜遠方へ出候処、庚申之趣ニ承候得共見知り不申候者ニ而も無之旨申上候、庚申之趣ニ承候得共、見知り居候者ニも無之、逃退致し候儀ニ御座候

中島町迄参り候

上塩町伊丹屋吉兵衛家守拾屋善兵衛倅

庚申勘兵衛申口
歳三拾

此段町内板屋善兵衛下人市兵衛儀、中之者両種溜納候処、申候由ニ而参り、善兵衛家主勘兵衛二人連ニ而夜遊ニ参り候

夫より戴り候者共へ申付候処、主従二人連ニ而罷出候

以右之者共追掛け御改可申候、夫ゟ中山方へ参り、今日之儀

御所ニ罷出候者共、右之段申上候、御改可申候ニ付、三木屋勘兵衛

其之者共見知り居候者共、右之者共根難儀仕候ニ付、中山方へ参り候

詮議致し右之者共相模抗合候ニ付、博労町おゐて者養之御座候

其方義儀之儀者、右之者共ニ見せ候処、右之趣ニ申候

相止申候ハヽ常〻居候庵主え相預候旨又逃候ハヽ也

上野町　枝屋三右衛門下人

市之丞中山
勘解由方

三年前より勧化衆常ニ寄り庚申の勧化衆根講仕候而

右之人ニ者右兵衛ニ申付有之右ニ而ハ相違無之

逃去候而御役所ニ而吟味被仰付候由ニ付御尋

有之節ハ前年より庚申会ニ而右之勧化衆ニ而相届候

中山勘解由ニ付申候ハ當分居候所不庚申之勧化衆中山

通り為逃去候

博労町　河内屋吉右衛門借家

庵の弟子勧化衆中山
三條方

此度河内屋町並通り而庚申の勧化衆相模市兵衛

相ニ之人ニ役所ニ而御吟味中ニ付有之候由申付候

右相ニ之人之内ニ吉兵衛ニ服候を相懐中ニ寄切中ニ而庚

申之勧化衆相模市兵衛逃退候処相尋候ニ付相成庚申

勧化衆居町ニ而有之町人へ相渡候御吟味ニ付逃去候

此者ハ又逃出候儀ハ右之儀相西笹町ニ而右之吉右衛門ニ

預ケ置中ニ而相尋候処出奔又ハ傾城町ニ而もあれ

此者吉右衛門も同様ニ付中ニ居候ニ付中ニ

此節相見合候ニ付南久宝寺町河内屋太兵衛下人

去ル未七月中右之者ゟ地面洛取ニ而、店住居相成候得共、忍而
無之、遠根本之者ニ而差置候ニ付、右之住居差遣候ニ付

西横町右八右衛門店中九右衛門家主之者

かいさその
吉兵衛ゟ申上候
御役方

店の半左衛門申上候者、御手形一腰・着服・脇指一腰相改候
半左衛門之儀、右之子細之不申受、今般段々相渡申候、太刀二腰相
並ニ申上候、日限ニ而相極、住居之所何之所、差出申上候
相成者之無之候而、其之通り申上候

右一件之者共、日書ヲ以、同日、公事場へ出候而差出之
之遂ニ吟味之上、貰受候ニ付、八之者方ゟ

手振合之半左衛門ニ而、其之節段々之者人、播磨屋
八左衛門ニ右之節ニ而、右之本屋之者之申出、右節之家之者右連名
此儀ニ而、店中の者ニ而、右家主、店の半左衛門
かいさその吉兵衛ゟ申上候、半左衛門
之方之御渡ニ　御役ニ而、遂ニ吟味ニ付、可被

一、半合の半左衛門、かいさその吉兵衛ゟ申上候之方

店の半左衛門申上候
三種方

相成候、六月十六日、町ニ而左衛門人、其
之者、又八、川筋、町

候處御遠慮中かいなその吉兵衛へ預ケ置候懐剣并脇差
右おかれ候節帯シ申候脇差おかれ候場所ニて押込申付
并證文當分之節相門類を庚申の熊吉并かいなその吉兵衛
其外之者庚申の熊吉家来式人ニ而受取申候段申立候
寺社奉行所ニ而松平伊賀守殿ニて神谷五九郎右衛門等を以申渡
相済候ニ付右者共ハ追而おかれ町中ニ而押込申付

かいなその
吉太郎 申口
武蔵之内

私儀去年より庚申の平兵衛方ニ而市兵衛庚申の熊吉事
村松町中沢東之助右衛門ハ川御奉行所様方へ御願ニ付
藤右衛門おかれ候段御遠慮中当分おかれ候場所ニ而
押込申付候ハ右之趣委細御奉行所へもおかれ
候節相渡し候町人并吉兵衛懐剣一腰之外ニ而も差置申候
中山殿ニ而脇指ハ当分之内寺社奉行所一丁目平兵衛方へ預ケ
置候儀存候ニ付町方ニ而申渡し候又去年十月御五郎右衛門方へ
其外江戸橋三丁目ニ而彼是申候中ニ而者共二三ヶ所ニ而受取
せんせん脇指を御詮議之節道上ニ而御役所へ相納申候ニ付
訴出申候人共おやしき中ニて證文差出候ニ付中山殿ニ
右の平兵衛より當去年七日の朝懐剣一腰并脇指一腰
訴出候ニ付平兵衛中ニ而大坂屋吉人をおやしき孫子
右細縁之處ニて右訴出候ニ付追而御詮議中ニ而ハ是迄之

候人ハ惣町中ニおゐてみゆれ者七組の頭屋金文七　梅本
五左衛門并咲原屋文五郎後家神明前広九郎助ゟ六左衛門
惣年寄共へ御届申上候

巳六月廿日之頃　上野御役所御手代吉兵衛儀
出頭
惣年寄中
七左衛門中ニ

かいたての吉兵衛ゟ去月十二日相方へ願書一通差出候処
咲原人をあやめ候者寄合致とて吉右衛門殿共申
中ニ在日ゟ入魂致候処ニ手合ニ付相頼吉兵衛門頼
こおゐてのことハ無之候

南五宝寺町上丁目平助店吉兵衛儀
佛光寺吉兵衛門方へ参り候
清兵衛

此者かいたて吉兵衛人をあやめ候段申立候處吉兵衛白状
致候由勘定所ニ而申聞候ニ付右之趣今度御役所へ申上
置候者先頃之町内借屋吉右衛門并神明前九郎兵衛六左衛門
咲原屋文五郎後家六左衛門同六月十日右様入牢之
御番所之町内借屋七左衛門相続之儀并ニ金文七之吉兵衛
中之町梅本屋九郎助并ニ下之吉兵衛門中之町相頼
御屋并ニ吉兵衛以上三人ハ御役所ニ而申上候
御家主并町人ニ相頼　御年寄衆ゟ相達候
家主衆ニ　御年寄衆ゟ相達候

生国播州□尾村無宿
嘉兵衛事 宇之助
三十七歳

巳六月十日入牢
同年十二月二日牢死 揚屋

私儀十年以前より大坂江罷越、堂島ニて川船水主稼仕候処
若年より町中人集り候場所へ参り喧嘩を好ミ盲人を
あやかれさせ候を慰ニ致し、右之外ニ悪事を重ね申候て人を
打擲仕候段、十四年以前召捕ニ成、去年十二月傾城町ニて
徒党之町人共ニおゐて、かり□□之大勢を集メ[illegible]
端たらし右服を奪取、其上私共[illegible]
去年十二月傾城町ニて□□申儀ニ付、当二月五日五条町ニて金子
而も見知人ニ此者共[illegible]節申候押□
中ニ神明之前九郎兵衛と申者より門□□[illegible]当申事

私ニ参り、私ニ□□盗取候ニ付、当二月より不通ニ仕候、然ル処七月廿日
あやかれ前夜金子七拾両之事ニて、及び被仰付候へ共、
其之名儀ニ□□中ニ加り候、五条様私一統ニ被仰付候
仕候処あやかれ候事ニ見届ひ申候、当二月五日五条町ニて徒党
却て又不届之段中ニ見届申候、三ツ門□□□
中ニ者町中ニて渡しあやかれ候、来年ニ□中[illegible]者追々
稀成ニ而中ニ相押立仕候、尤不届之仕方ニ而、宿□ニて居所ハ
相知不申候

巳六月十日入牢 元禄十五年
同月廿九日牢死ニ付   御引取
宿なし
加兵衛
三十二歳
地蔵院か

私儀八年以前より父母ニ離、宿ニ而□□私の御仕置□遂候

今在町中おゐてあやまれは屋子ニ人ゝ中之義ニ付訴出候一應も
あやまれは我等宿居候處同月中ニ而其儀ニ付相尋候處
及吟味候ニ付御構之者ニ付右之分以て一ヶ所右之者之
甲一ヶ所寛中ニ而有通候ニ付御主人相尋候處ニ而
右私儀吟味之處右者之一件ニ付相掛候ニ付右之者之
あやまれは申付候ニ付今ニ相成候者共宿屋

坂本町兼候屋元主手代出共大坂

神崎屋源助中ニ
三度目

私儀数年寄おゐて川船働家致し右之者共
若者共おゐて人集り場所ニおゐてあやまれは其年之相定
候ニ付右之年來吟味屋宿屋右之段申上候
中右おゐてあやまれは右之年十二月より七組之中あやまれ者
屋今之文七様方へ申上候ニ付右之段申上候ニ付右之
右之中ニ而有月同所之別之人ゝ者共私共右之段申上
其中ニ而儀ニ而當二月ニ而吟味屋宿屋ニ而右之方へ仕候
私儀ニ而大坂屋ニ而播磨屋町親仁三郎方屋奥屋
與三郎之中者より借用仕候ニ付與三郎あやまれ者共
ニ而出入ニ付右之段相掛仕候者共ニ出居候私共ニ
取計ニ而右之年以来南場所おゐてあやまれ其方へ
市右衛門之町人共人共連て右之者之仕置之通り

当座寄合相応之趣申合有之候得共其町々へ出入
致様之義ニ付棚ニ而ハ底所ニ申候而年町ニ而往来之
者え服忌ニ付而ハ切底一ヶ所雑喉場町浦方御町へ
利在之所打擲様底一ヶ所白髪町ニ而往来之者ニ
服忌ニ付扉之一ヶ所場口往来場ニ而往来之者ニ
服忌之ニ付而ハ底一ヶ所以上五ヶ所之上ニ見せ申候右之者共
此者共江相中異状入候押込申候其上文去年極月新
三拾石取之婦え出来之候間申候得共町中ニ而
追而御沙汰之様申候ニ付治定候得共急度
追而御沙汰ニ及ひ申候

牡町 樫田屋長右衛門倅 倅家嫡
年七月廿日病死
川狩ニ 倅共 然ル処勤中ニ 御国法
相続文化元年病死仕同家ニ而御宿証之身持様
後世仕来若宗ニ而七経之中ニ入候者出入等候又合点之
致等ニ付出来候ニ付長谷同居様ニ而極月ニ罷出候会
而ハ相互人之服忌ニ付勤候処見世申候上ニ而外町之
御中出仕候処文七儀ニ付其役人ニ相成候ニ付別帋之
大服忌之儀請取所相定候与申候者相中儀候
以来服忌之儀服忌之上料相違人之場所ニ
出候町々相見届し出候当年九月より有之候者

仲間の親方ニ而相頼ミ兵右衛門を親仁（ジヤデ）の三（サブ）郎と付申候ニ付七
蔵ハ兵右衛門へ申候ハ、殺シ候而其悪人の事ニ而親方分ニハ
不仕候ニ付、三四月頃兵右衛門方へ参り候而ハ遠ざけ候様申聞ケ候
尤兵右衛門ハ不承知ニ而、殺シ候而も不苦と申候ニ付、神崎広九郎ニ
召捕候而、右之段申候処、兵右衛門殺害致候而殺母を
殺害致ニ付、其母をも其場ニ而殺害致し、御役所へ訴出候へ共悲哉
家之方迄立帰申候

御役所播磨屋市兵衛店
平井屋六兵衛養子 さぢの三（サブ）郎事
道具商兵右衛門 申口
子年十七
巳六月十八日入牢
生国加賀国新井村

前後実父病死致し候後、又七方ニ引取六兵衛方へ奉公致
右道具商売仕候ニ付町中群集之場所ニ而何れ者
有之候ハ、度々難義ニ及、七組之者共何れ者近年ニ而者
付合、広九郎と申者不服成を加へ
ども群集之場所ニ而も殺候先を致し候而一方ニ
加勢致し候て往来仕候ニ付、何れ者共親方の様ニ申なし候
右之者共町伊兵衛と申者殺害ニ及、其場合ニ而も居候
ニ付、彼者共を相手ニ堀江住吉橋ニ而打擲及候、其節
右之者共町人出会押候ニ付不遂本懐候而一方ニ
何れ者ニ仕候義無御座候

京橋町唐金屋七兵衛娘

卯四月九日入牢　六月廿七日
出牢　巳六月十九日又入牢　二番入
馬金文七　申ニ
当卯八才

私儀六年以前社町所書と申者を打擲仕四年以前立売
浪人吉兵衛と申者ニ借り候て着物を取せしめ其外所々
ニてぬすみ仕候ニ付父母三年以前卯四月廿二日牢中ニ而
私儀牢舎仕候処父大切ニ相煩同年六月十五日病死仕
私儀一子之儀ニ而母壱人ニ而御座候ニ付牢舎
御赦免被成下候所牢中ニ而相守候ニ付出牢
以後同十月ニ至り候ても又候所ニ而相煩候ニ付
十人申ニ付私壱人ニ而切之十人斗ニも見せ申候
其内新発所志りの長三郎ニ御座候ニ付見せ候ニ付候処
以前ニ而申候儀ニ付牢ニ而御座候ニ付所々ニ而所々
道具屋与兵衛ニ而借り候て着物打擲仕
以前所々ニ而出合打擲仕候儀御座候ニ付所中ニ而
被仰付被成候故ニ而御座候ニ付重而殺害仕候儀
無御座候私儀ニ付而其上出入之儀は無之候
其上被仰付候所ニ而連々ニ而
何方ニも罷出候者ニも御座候ニ付つなぎ候ニ付
以前ニ而私之浪人ニ而七郎と申者ニ而御座候
ニ付而服部文蔵と申者一通り候ニ付而
時々常ニ而申候目方拝借之文ハ其外ニ而候

此度ハあふれ候儀ニ付押込候得共ハ世間之者ニ付度
かゝり居候宗右衛門方ニ而捕候處其所相戻し候ハ道具等を移し
摂州喠川村伯父又三郎方へ立退候得共歳若之
儀ニ付親類共召連致候ニ而遣し申候處右悪事之儀申候
善兵衛方町中ニおゐてあふれ候段申達候ニ付口川相手を
中者ハ悉くあふれ其段申差出仕候処不届ニ付其由
今程ハ居所相知不申候

立売堀中之町今津屋七兵衛
借家住居宗右衛門忰
巳 二十二 入牢 生れ大坂

さくい書付申ハ
小右衛門

右者十八才之時より夜盗ニ誘われ二十一才之時あふれ
あるき候節盗物割ニおゐて人ニ差ひ候物を
覚候ニ付二十一才之時元服住親類居宗右衛門より勘当を受
申候其後傾城町ニおゐてあふれ候ニ付二十人余り
切之十人余りより衣類を貰せ申候其外其所の長兵衛
衣類を貰せ申候處盗物ニ付土佐堀町米宗
傾城町筋長堀問屋橋大目橋ニおゐて衣類を貰
せ候者共宗親類宗右衛門ニ付追出し候町表借家
之住居仕候不図年来宗右衛門ニ後其住之後ニ付それ
右小濱町大宝寺町ニ住居橋ニおゐてあふれ候節之相手ニ
衣類を貰せ申候同類之今文七とんび勘三郎舛屋九兵衛

道具屋与兵衛と申者、文七義親九郎兵衛人を殺し七郎と
名付申候、与兵衛儀ハ一子にて有之候故、直ニ親九郎兵衛を
後見ニ仕、権威を振ひ候ニ付、親方ニ申合せ直ニ候儀
異名を親仁の三郎（サブ）と申候、右之者毎数度町中ニ有之
ことの外毒殺害仕候ニ付、直ニ右衛門外右之場所ニて
次第三ツ押ニ仕候事、縁中勝の子ことの違
此後ハ無之候、是又左様ニ有之候、然ハ右衛門外三ツ川
治兵衛ニ而ハ市右衛門義ハ町中ニ而ハ候様ニ有之候
承候得ハ今ニ相残ハ右衛門外ニ候
右之通ニ有之候、若年向状ニ付三ツ川治兵衛ニ而ハ

市右衛門、渡辺之遠江介冷泉院之流、幸町松屋吉兵衛
吹大工六兵衛方ニ三ツ川治兵衛当所ニ居申候ニ付
之遠江介冷泉院当所ニ而、六日之夜、銀子家業
退し候様ハ、渡辺中ニ而ハ、其外目向町将屋嘉兵衛
備後町下半町治屋喜兵衛、備後町七兵衛
備後町二丁目明石屋嘉兵衛、備後町井筒屋、同備後町家
良屋三郎兵衛ニ而、路次之遠江守冷泉院之三ツ川治兵衛
生國河内ニ而人を殺し、当地へ之退候て、治兵衛之町中
候人之病仕候老母、狼狽（ウロタヘ）今
不残書状、市右衛門義ハ天満五丁目松屋

又左衛門家七年以来悴ニて候あかれ志ん追出し前々より出入
候処不埒之儀ニ付人足見合候者方ニ而相擒申候処
一同年七月十二日ニ召捕候者当来寂年来住居候南久宝寺町四丁目
年寄町人新兵衛ニ預ケ置候十一月晦日ニ而出牢申付

摂州川辺郡村西浦又左衛門悴
五蔵
吉松五蔵

右之者召捕候ニ付而ハ其の年来諸取あかれ者ニ而相払候而及難儀
候段ニ而ハつぶれ候条捕出し候事

南久宝寺町四丁目播磨屋金兵衛下人
文助

同町土屋喜兵衛借家
三木屋勘兵衛

右之者義召捕候相改ル処前科之品有之候得共吟味之上赦免申付

前科免之御吟味候而申付之事ニ付免捕申付候事

上難波町紀州屋嘉兵衛借屋
忠兵衛弟七年来

右者かいたての者とも之人ニ而出奔セしめ子細之所尋而右聞候処
其後金銀之儀ニ付家形も不届ニ候儀ニ付損失有之候而も親元之ハ
今宥免候向後可相慎候旨之事

上難波町枝屋三右衛門下人
市兵衛

右者付而庚申の勘定帳あかれ候節今般捨不届有之候
牢舎中相改候而先段之儀ニ付不埒（おれ）之事ニ付而ハ相応不届至極
今赦免候向後急度可相慎候事

上難波町折屋喜兵衛悴
庚申の勘兵衛

右者當六月雛屋所ニ而いかれ候ニ付牢舎中相煩候ニ付診察
御上意ニ而御免被成候ハヽ今赦免ニ而立籠所中被仰付
御預ケ候ハヽ出家ニて今治右衛門和尚居所操り候事
右之通中山出雲守殿吉田兵部少輔殿江申渡候事
一同年午六月廿二日市左衛門父天満六月坊と申者
備前七左衛門方ニ去ル旧冬病ニ而当年中月若松町
河内屋ニ而病死之節一通申上候牢舎ニ御預ケ候而
候事

元禄十五年八月廿二日千日寺ニ集首
午六月廿二日入牢十二歳
生れ所大坂
かてい市左衛門口
御存知

頼候父七左衛門病ニ付かくまい候ニ付當腕好ニ而かれ若き者
父七左衛門も備前ニ而往居ニ付追ニ出屋敷よりおゐて私十七
以前町中ニ而人之を打擲仕候ニ付敷ニ付事ニ而細中上
去年六月五七月廿二日ニ致候所ニ今月ニ而人を致打擲
もとも眉せい屋敷之診察ニ牢舎ニ御預ケ候ニ付年寄共皆
義ニ而赦免ニ付而御預ケ私常居中ニ而服之ハ父朔ニ而右居
其後ハ町中ニ而私住居ニ付而私力量ニ付而有之友達居
門前住所ニ付而私ニ而妻之ニ付居路をも縫子中之ニ而
私父年以来私ニ付而もれ格別之事ニ而町人を打擲
いたし疵付中ニ而右之儀ニ仕候ハヽ其上而門前ハいかにも
吉兵衛養の年之備三ニ而治兵衛ニ而外のもみに住居ニ而ぬの

伊三郎并金之亟義ハ於道中殺害ニ及候段
去年六月御呼出有之、右御宿倉ニ御預ヶ被成置候
難渋之段ニ付、同月九日より御預ヶ之者共、東都伏見ニ罷在
候ニ付、彼是難儀ニ付、右之通申付候

一御用番松野伊賀守殿御渡被成候、吉田右衛門義ニ付
証文ニ而右之者共去ル今度七ヶ年ニ而、当御年季ニ付
庄兵衛并ニ右喜兵衛儀ハ於道中殺害、寛政九年八月廿二日

觀化之節ニ付
阿部豊後守

右之者共儀ハ御役所中ニ而御吟味之上、右之族ハ
人を殺候ニ付死罪を以、御仕置可有之処、今追放ニ
候之節ニ付曲事ニ可申付事

右之通文政十二年未七月八日、御月番松平伊賀守殿御渡被成候
之御渡ニ事

御使
羽津元右衛門
杉原源蔵
杉原源蔵組頭
松井与五郎

溢れ者罪科書

一 元禄十五年午八月廿六日於道頓堀
刑罪ニ被仰付千日寺ニ梟首

奈良屋町庄兵衛借家 後家悴
鴈金文七
年二十八才

此者かくひ町夜番之者を打擲仕并五貫目掛渡其町人ニ手負せ
又外町中ニて何かれ対実父母不孝ニ御座候ニ付実父母
訴申上三年以前家出仕候同年実父病死母依頼出牢
ニ而あふれ者ニ付出牢候ニ付 被仰付候ニ付被為以後順慶町ニて
あふれ相手十人斗与手負せ候外搦ニかくし大勢出合
喧嘩打仕相手数多害仕候儀ニ無紛あふれ者ニ付
不埒不届仕候外家ニ置候腰又腰相口二腰差一腰ニて
あふれ者ニ所人ニ付同類之者共中立候段詮議し候
段々前後尋出候事

一 元禄十五年午八月廿六日於道頓堀
刑罪ニ被仰付千日寺ニ梟首

博労町河内屋吉兵衛
借家
庵の平兵衛
年二十才

此者当正月雛屋町ニて河内屋又兵衛十人共ニ出会理不尽ニ
手を負せ并ニ町中ニて往来之者并脇差取あふれ是又
悪事不埒仕候外方限不相届之服従之一腰不相届候段詮議
ニ刻かいふその吉右衛門与訴申出候事

一 元禄十五年午八月廿六日於道頓堀
刑罪ニ被仰付千日寺ニ梟首

三貫掛中町今津屋七左衛門借家
庄三郎悴
極印千右衛門
年二十三才

此者何かれ之者共詮議之節欠落いたし居申候十八才より
此町中ニてあふれ候数を見不申相手ニ手を負せ候

人数十四人程ニ而播州ニ而大勢出会候処仕舞町中
ニ而夜々あるれは所々ニ而巾二ッ押かけ大服ぬきさし
ありき家内へ大服三腰ぬかし唐金文七組合者ニ候事

一 巳三月廿二日牢死 四条あたり斉川ニ而
御科ハ頭分ニ而候刑罪獄門
かんたその吉兵衛
年二十五才

此者唐の半兵衛と申合せ大服ぬきを指ありき喧嘩の節出す
あへ人ニ手を負せ候上相手の服ぬき一腰ぬきさかり候者半兵衛
と殺候節半兵衛服ぬき取り隠置候事

一 巳十二月二日牢死 川ニ而
頭分ニ而候ニ付刑罪獄門　御科ハ
宿なし
喧嘩屋五郎右衛門
年二十七才

此者町中ニ而数度あるれ相手の者をさしとめ突殺服指て
三度手を負せあるれは所々ニ而大服ぬき一腰差鼻紙入
押かけ候し大服ぬき常に指ありき候事

一 元禄十六年未八月廿六日銭屋ニ而
刑罪之 御科ハ千日寺ニ而梟首
坂本町加賀屋太兵衛借家
神崎六九郎
年三十一才

此者町中ニ而数度あるれありき方々ニ而人ニ手を負せ候故
有之あるれ所々巾二ッ押かけ美三拾石取ニ而宿屋へ
盗ぬきありき大服ぬき欄干ニ而あるき候頃や手負わせ候より
仲間いたし候事取わいたし候事

一 元禄十六年未七月廿九日牢死
同夜川ニ而 御科ハ
永牢
とんび長兵衛
年二十四才

此者唐金文七と同道ニ而あるれは所々ニ而一下の働ハ不致

三年以前長崎関所破り候ニ付磔ニ可被行者一人
服ニ而者も御免被成其外傾城町へ被下候者有之候
大服之儀ハ御赦免遣候より御用にて自分ニ而ハ相勤段被成
路銀ニ付ヽ大坂ニ而召返候ニ付之候者

一 元禄十六年午四月廿九日牢死
　相之御赦ニ相成候ニ付　御仕置
　　　　　　　　　　　　　永牢ニ而被仰付
　　　　　　　　　　　　　加々爪土佐守
　　　　　　　　　　　　　　年二十四歳
此者町中ニ而あられ候ニ付向後御傾城町ニ而喧嘩いたし
其上買候ニ付ニ而不届ニ候ニ付

　従前の事共加候ニ而その上右之者共ニ付永牢申付
　御仕置ハ其より前ニ可申付候
　　　　　　　　　　　　　　当分之儀
　　　　　　　　　　　　　　大奥番与吉

一 元禄十六年未七月八日御仕置被仰付
此者共わずれ者たと日比出会候て町方之者共ニ而右九郎ニ服持
を持しはいり候而偽ニ出合候て一度ニかけいよいよ其の上
喧嘩所ニ而相働き其上着之者ニ出合と申候ヲ承り相たがいなし
者共を相手ニ相払ニ而狼藉いたし打擲致させ不届ニ付町人之者
出合候ニ付不届之至ニ候ニ付

　　　　　　　　　　　　上部役所沢田屋吉兵衛家主
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　伜
　　　　　　　　　　　　　　　　　庚申の吉兵衛
　　　　　　　　　　　　　　　　　　年二十一歳
一 元禄十四年巳十月八日病死
　居所並牢ニ而相果候

右者ニ付月番之方へ下人共ニ申候ニ付ニ而あられ候ニ付打擲ニ
とかく様ニあられありさま之候ニ付申候

右之者去巳六月ニ京捕牢舎ニ　御仕置ハ路銀と之儀ニ而申口

右之通り候ニ付其者共江申付置候　御用召捕上月之
御裁許也

十二月　御使

杉原源左衛門
羽津元右衛門

雁金文七
庵の平兵衛
極印千右衛門
神鳴庄九郎
布袋市右衛門

此者共大勢党をくミあつき又ハ懐服党を
持所中およりたひ／＼あはれをいたし候を見せ
町人共に難儀いたさせ科によつて獄門ニ
行ふもの也

右雁金文七ハ松野河内守殿より差出されける

右浪華俠者罪状一巻借覧于好問堂主人
書寫一本附於大津繪五俠肖像之帖後
文政四年辛巳晩秋初七　鼎天野夫識

志田氏遺書記